

# 一般社団法人日本認知・行動療法学会

## 内山記念賞選考に関する規程

第 1 条 一般社団法人日本認知・行動療法学会（以下、本学会という。）は、この法人の会員で認知・行動療法の研究において卓越した業績を上げた者に対し、内山記念賞（賞状および記念品）を贈るために、本規程を定める。

第 2 条 本学会は内山記念賞の受賞者の選考のため、内山記念賞選考委員会を設ける。対象となる業績は以下の条件を満たすものとする。

- (1) 選考の対象は、当該年度に機関誌「認知行動療法研究」に発表された原著論文及び実践研究とする。
- (2) 受賞の制限：既に受賞した者が筆頭執筆者である論文は選考の対象としない。

第 3 条 選考委員会は次の者で組織する。ただし、選考対象の論文の著者となっている者を除外する。

- (1) 理事長
  - (2) 理事
  - (3) 「認知行動療法研究」編集委員
  - (4) 理事会が指名する者
2. 選考委員会の委員長は教育・研修委員会委員長をもってあてる。委員長は必要に応じて副委員長を指名することができる。
  3. 委員長は適正な選考作業を進める責任を負う。
  4. 委員会は委員の過半数の参加（委任状を含む）により成立する。
  5. 理事会が指名する選考委員の任期は1年間とする。

第 4 条 選考手続きは次のとおりとする。

2. 第一次選考として、選考対象に該当する論文の中から、各委員が2編以内を推薦する。
3. 第二次選考として、推薦の多い順より3位までの論文を残す。3位が複数の場合はすべてを残す。ただし、2名以上の委員による推薦がなければならない。該当論文が3編以下の場合、第一次選考を省略できる。
4. 第二次選考は第一次選考によって推薦された論文について、評定を行った結果を参考に審議し、受賞論文を決定する。
5. 受賞者は原則として同一年に1名とする。受賞に適した論文がない場合は、その年の授与は行わない。

第 5 条 選考委員は第一次選考により推薦された論文について、次の3つの観点につきそれぞれ100点満点で評定する。

- (1) 論文展開の論理性、研究の方法・技術
- (2) 成果の学会・学界への貢献

(3) 成果の臨床・教育・福祉実践への寄与

第 6 条 選考委員会は受賞論文について機関誌および学会ホームページにおいて発表する。内山記念賞の授与式は年次大会において行う。

第 7 条 本規程の改正は、理事会の承認を得るものとする。

附 則

1. 本規程は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。
2. 本規程は、平成 29 年 12 月 9 日より施行する。